
令和元年第2回玖珠町議会定例会会議録(第4号)

令和元年6月14日(金)

1. 議事日程第4号

令和元年6月14日(金) 午前10時開議

第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(14名)

1 番	横山 弘 康	2 番	衛藤 和 敏
3 番	河島 公 司	4 番	細井 良 則
5 番	松下 善 法	6 番	小幡 幸 範
7 番	松本 真由美	8 番	大野 元 秀
9 番	宿利 忠 明	10番	河野 博 文
11番	秦 時 雄	12番	高田 修 治
13番	藤本 勝 美	14番	石井 龍 文

欠席議員(なし)

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長	村木 賢 二	議事庶務班主幹	山本 恵一郎
-------	--------	---------	--------

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	宿利 政 和	教 育 長	秋吉 徹 成
総務課 長	石井 信 彦	政策法務課長	繁田 良 一
企画商工観光課長	衛藤 正	基地対策室長	清原 洋 一

税務課長	秋好英信	福祉保健課長兼 子育て世代 包括支援センター 設立準備室長	西村正明
住民課長	藤原八栄	建設水道課長	穴井智志
建設水道課 水道室長	長柄義正	農林課長	藤林民也
人権確立・ 部落差別解消 推進課長	瀧石裕一	教育総務課長兼 学校給食センター所長	横山芳嗣
学校教育課長	佐藤貴司	社会教育課長兼 中央公民館長兼 わらべの館館長兼 久留島武彦 記念館事務局長	長尾孝宏
社会教育課 参事	吉野弥也子	農業委員会 事務局長	渡邊克之
監査委員 事務局長	時枝弘法	総務課長補佐兼 行政班主幹	神田裕一

午前10時00分開議

○議長（石井龍文君） おはようございます。

開会に先立ちまして、傍聴される皆さんにお願いします。

会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明などの言動はかたく禁じられております。

また、会議の傍聴規則第7条及び第9条の規定により、写真撮影や録音機器の持ち込みは禁止されています。携帯電話、スマートフォンをお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードに設定されますよう御協力を願います。

本日の会議に欠席の届けが提出されておりますので報告いたします。

執行部につきましては、玖珠町会計管理者江藤幸徳会計課長より欠席届が提出されております。

ただいまの出席議員は14名です。

会議の定足数に達しております。

直ちに本会議を再開し、本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（石井龍文君） 日程第1、これより一般質問を行います。

会議の進行に御協力をお願いします。

最初の質問者は、2番衛藤和敏君。

○2 番（衛藤和敏君） おはようございます。議席番号2番衛藤和敏です。

私は、今回の統一地方選挙におきまして、初めて議員資格をいただきました。これも町民の皆様の御支援のおかげと心より感謝いたします。本当にありがとうございます。

さて、これからの玖珠町を考えますと、20年後の2040年には人口が約1万人、生産者年齢が50%を切ると予測されております。これまで誰も経験をしたことがない少子高齢化の未知の時代がやってきます。危機感を持っての対応が必要だと思います。私も、ここ1カ月半、議員の仕事をさせていただきましたが、14しかない議決権の一つを任されている責任の大きさを痛感しております。少しでも町民の皆様のお役に立てるよう頑張っております。どうぞよろしく願いいたします。

議長より質問の機会をいただきましたので、通告に従い、一問一答方式で質問させていただきます。初めての質問でございますが、精いっぱい頑張って質問させていただきます。

最初の質問でございます。

町長に令和元年の所信を伺います。

ことし4月30日をもって平成の時代が幕を閉じました。5月1日より今上天皇が即位され、令和の新しい時代が始まりました。この時期に行われた統一地方選挙により新たな議員体制になり、職員の皆様の体制も新しくなりました。そのような中で行われるこの令和元年6月の定例議会こそが、新しい玖珠町の未来をつくっていくための始まりの重要な議会だと思っております。

そこで、改めて町長に玖珠町に対する夢、未来ビジョン、そこに向かう思いをお聞かせください。昨日も同じような質問がありましたので、私のほうからは、具体的ではなくてもいいので、情熱とか心の部分をお聞かせください。

○議長（石井龍文君） 宿利町長。

○町長（宿利政和君） 皆さん、おはようございます。

一般質問2日目になりました。どうぞよろしく願いいたします。

今の衛藤議員から御質問、意気込みをということをおっしゃいまして、私としては、町政の運営、基本方針につきましては、ちょうどきのう河島議員の御質問もございましたので、少しお答えをさせていただいたわけでございますが、まちづくりの原点は議論であるときのうお答えをしたとおり、このことを念頭に、町民の皆様や各種団体と議論を惜しまないことが、そのことによって、相互理解を深めて前向きなまちづくりに努力をしていきたいと思っておりますし、そのようにお答えをしたつもりでございます。

その一例として、住民参加型のワークショップ「とことん！玖珠町」の開催や玖珠町観光連携協議会などによるそういった取り組みも、昨日、回答申し上げたところでございます。

さて、衛藤議員御質問の令和元年最初の定例会が未来の玖珠町をつくる重要な議会と大変御期待を賜ったところでございますが、私としましては、就任1年4カ月が経過いたしました。恐らく今後の任期中も一環として、町民の皆様が納得していただくこと、私の判断や施策が町民の皆様にとってよいか否かということを判断基準、念頭に置きながら、町政執行に向かうものと改めて認識をして

いるところでございます。

したがって、4月の町議会議員選挙の結果により、令和元年に新たな議会体制がスタートし、4名の新しい議員の方々にも加わっていただいたことでございますので、全議員とはこれまでどおり同じ目的に向かって歩むことが大切であるというふうに考えているところでございます。

さて、夢、ビジョン、決意をとということでございますので、大変抽象的な表現になるかと思いますが、就任前から私は、玖珠の方々が玖珠に生まれて、また住んでよかったと、よい人生が送れたと思っていただけるようなまちづくりを行っていきたくと掲げております。これは、この玖珠町でこのように命を受けて、仮に町外で暮らすことになっても、このふるさと玖珠町への郷土愛を育み、また、最後はこの玖珠町で骨を埋めたいと思っていただくような、定住促進につながるような施策が必要だというふうに考えていることから来ております。このため、童話の里玖珠町というキーワードは大変重要であり、ほかの市町村にない特徴的な切り口をいわゆる武器にしながら、各種政策を構築し、実行していきたくと考えているものです。

さらに、従来のように役場がやってくれるというそういった時代背景から脱皮することも大切であり、町民の皆様や各種団体との協働するまちづくり、つまり役割分担・相互連携を探し求めていくことだというふうに思っております。これらを具現化するためには、行政機関である役場の役割と行動力が不可欠であるため、職員と一丸となって役場としてのリーダーシップを果たしていきたくと再決意をいたしまして、回答とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（石井龍文君） 2番衛藤和敏君。

○2番（衛藤和敏君） 町長におかれましては、常に高い志を持っていただき、この玖珠町が、玖珠町の人がこの玖珠町に住んで本当によかったと幸せに思えるような日本一すばらしい玖珠町の実現を目指していただきたいと思っております。私ども、微力ではありますが、職員の皆さん、議員の皆さん、そして町民の皆様とともに頑張ってまいりたいと思っております。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

農業政策についてですが、有機農業の産地化についてお伺いいたします。

現在、安心・安全な健康食志向が強まり、世界的に有機野菜やオーガニック野菜が求められる時代になっております。この傾向はさらに加速していくものと思われまます。我が玖珠町は小規模経営の家族経営や高齢者農家が多く、これから10年、20年後の玖珠町の農業発展を考えたとき、有機農業産地化が最も有効だと思われまます、お考えを伺います。

○議長（石井龍文君） 藤林農林課長。

○農林課長（藤林民也君） 衛藤議員の御質問にお答えをいたします。

国や県では、平成18年12月に成立した有機農業の推進に関する法律や平成26年4月に公表されました有機農業の推進に関する基本的な方針、さらには平成29年3月策定の第2次大分県有機農業推進計画に基づいて有機農業の推進を行っております。

玖珠町では、計画策定はございませんが、第5次総合計画の中で、有機農業への取り組みとして、

畜産農家と連携し堆肥を利用した土づくりや減農薬栽培など、環境保全型農業の積極的な推進などを上げております。有機農業は、化学肥料や農薬、遺伝子組み換え技術を使わない環境に優しい栽培方法の農業であります。産地化につきましては、生産技術の習得や販路の開拓、経営上のリスクなど課題も多くあります。

一方で、新たに有機農業に取り組もうとする人や有機農産物の需要も今後増大すると予想されることから、有機農業による農産物の生産、流通、販売及び消費の動向等を調査、研究していきたいと考えており、畜産農家と連携による堆肥を活用した土づくりを進め、高品質の米づくり・野菜栽培は重要という方向性は認識をしているところでございます。

一方で、畜産のふん尿処理対策として玖珠町有機センターを利用組合が運営する形で開設をしましたが、累積赤字が続く厳しい運営状況となっております。以前より有機センターを活用して完熟堆肥の製造販売による収入増での経営改善が図れないか検討を重ねており、引き続き循環型農業につながるか検討をしているところでございます。

以上です。

○議長（石井龍文君） 2番衛藤和敏君。

○2番（衛藤和敏君） 今、農林課長がおっしゃられましたように、有機農業の産地化には堆肥が最も重要であります。それで、私も、山田にあります酪農堆肥生産利用組合の組合長とお話をさせていただき、視察をさせていただきました。大変すばらしい堆肥センターでありまして、今お話にありましたように、現在、6戸の酪農家が組合員で構成されており、賦課金で運営されていて赤字の状態のようでございます。場内はきれいに清掃され、話に聞いていたよりはよい堆肥が生産されておりました。町外からもとりに来られ、在庫のない状況のようです。

しかし、酪農組合の堆肥を処理することが目的で、販売のほうに力を入れていないようで、先ほど言いましたように、賦課金で運営され、赤字の状態のようです。こんなすばらしい施設があるのに、もったいない感じはいたしました。有機農業に貢献していただき、何とか黒字になるように支援しなければならぬと思いますが、先ほど、おっしゃられましたように、支援は今しているところだと思います。

このような立派な堆肥センターがあるにもかかわらず、玖珠町には現在、有機農業の確立がなされていない状況、状態ではありますが、そこがなぜか、どうしてだかちょっとお考えを伺います。

○議長（石井龍文君） 藤林農林課長。

○農林課長（藤林民也君） 玖珠町有機センターは、家畜排せつ物等による汚染、環境汚染の防止及び有機質資源の堆肥を積極的に農地に還元し、農業生産基盤の安定を図ることを目的に設置をした施設であります。設置目的は、酪農業での畜産環境対策として設置したものであり、副産物として発生した堆肥・産廃の利活用の一例として、循環型農業などへの有効活用が二次的に考えられるからではないと憶測をいたしているところでございます。

有機農業を構築するには、先ほど申し上げましたように、有機農産物としての定義や有利販売に誘

導できるかなど、生産地での有機堆肥の製造と活用だけの取り組みでは進まない課題もあるという認識でございます。

以上です。

○議長（石井龍文君） 2番衛藤和敏君。

○2番（衛藤和敏君） 堆肥だけでは当然ないでわけでございますが、まず、一番根本であります本気で有機農業の産地化を目指すのであれば、それを指すための目的の今現在ある堆肥センターは酪農の皆様の堆肥を処理するための施設でありまして、有機農業を確立するための堆肥センターではないというところが一番問題ではないかと思えます。

それで、有機農業の産地化を本当に確立するのであれば、その目的に沿った優良な堆肥センターの新設が必要だと思いますが、お考えを伺います。まずそこが一番もとなので、有機農業の産地化を目指すに当たっては、そういう企画、きっかけ企画というか、いろんな面がありますけれども、一番もとのところをちょっと質問させていただきます。

○議長（石井龍文君） 藤林農林課長。

○農林課長（藤林民也君） 現在の有機センターの利用状況ですが、酪農家自身が必要とします戻し堆肥や、わら交換として利用する堆肥と、一般利用者への販売となっております。

ふん尿処理対策としての施設は赤字経営が続いており、町としては有機センターの赤字解消対策として財政支援を続けておりますが、抜本的な解決には至っておりません。このため、完熟堆肥化に取り組む県外の優良事例を導入できるか、センター堆肥の付加価値化、地元農家の野菜栽培での利用拡大に向けた取り組みについて、現在、研究・検討を進めているところでございます。

以上です。

○議長（石井龍文君） 2番衛藤和敏君。

○2番（衛藤和敏君） 新しい堆肥センターを考えているということで、大変いいことだと思っております。

本気で未来の玖珠町の農業を考えると、この有機農業の確立を目指した本格的な優良な堆肥センターの新設が私も必要だと思っております。この堆肥センターがあれば、その存在こそが、玖珠町にその堆肥センターがあるという存在こそが、有機農業の玖珠町のブランド化をし、他の産地と差別化ができ、農業所得向上の起爆剤となるのではないのでしょうか。

ちょっと私のこれはアイデアなのでちょっとお聞きください。

同じ投資するのであれば、投資価値が上がるようにやっぱりアイデアを絞らなければなりません。玖珠町には大型畜産農家から出る処理に困る堆肥がたくさんあります。また、万年山の上にはみつせ鶏の養鶏場もあります。そこから出るふん尿はどうされているかわかりませんが、大量に出ているものと思われま。また、新栄合板からは、杉皮のバークが大量に排出されていると思います。また、玖珠町町内において、商業店舗からはまた大量の生ごみ、家庭ごみの生ごみも出ております。捨て場の困っている道路脇の草刈りや河川の草刈りの草の始末ですね。ただいま、相之迫のモラロジーです

ね、モラロジーのところに捨てているというか、置いている状態だと聞きました。それと、猟友会の方々が、狩猟した後、駆除した後の残骸の処理も問題になっているとお聞きします。それとまた、玖珠町行政組合から出る堆肥などもあるかと思えます。

このように、全ての町内から出る有機物資源を利用し、その堆肥センターに持ち込んで利用したらどうでしょう。そうしますと、畜産農家も堆肥処理の手間が省け、コスト削減にもつながり、畜産振興にもなると思えます。合板会社にしても、困りもののパークが処理できていいのではないのでしょうか。こういう交渉もできるのではないかと思います。ごみ焼却場におきましても、ごみ処理の燃料コストも削減につながるのではないのでしょうか。そして、食品ロス推進法なるものが制定されたようですけれども、町内においても大量の食品のロスが出ているものと思えます。そういうものも持ち込むことができると思えます。猟友会の方々も困っている問題が解決でき、今のようなことが一気に解決できます。

そこでできた、そのようなものを使ってできた優良な堆肥が玖珠町中の田畑にまかれ、安心・安全な玖珠米や野菜が生産され、町内循環型の耕畜連携のすばらしい仕組みができると思えます。そして、玖珠町の皆さんも有機野菜をおいしく食べていただけます。有機野菜のブランド化ができれば、高齢になってもやりがいのある農業が頑張れ、生涯現役の喜びも創出します。昨日も質問にありましたが、健康ウォーク事業の成果と同じぐらいの成果が出るかもしれません。そして、若者の農業経営者や新規就農者もふえるでしょう。このように町民皆さんがウイン・ウインの関係になり、玖珠町が大きく変わるのではないのでしょうか。

このような仕組みの実現が、魅力ある玖珠町につながり、少子高齢化、人口減少に歯どめをかけることにもつながります。ぜひもっと玖珠町の方が豊かになり、玖珠町がもっと誇りの持てるような仕組みを行おうじゃありませんか。これが、町長のスローガンでもある地域力日本一の玖珠町ではないのでしょうか。町長のお考えを伺います。

○議 長（石井龍文君） 宿利町長、自席からお願いします。

○町 長（宿利政和君） 2回目からでございますので、自席で回答させていただきたいと思っております。

最後の部分で、衛藤議員からいわゆる循環型の農業の御提案がございました。

まず、山田にあります堆肥を処理する有機センターでございますが、その分は、先ほどから申しますように、これまでの前議員さんからもいろいろと御指摘があったように、赤字経費が進んでいると。それを何とか黒字にするにはということで、昨年までは、約2億円ぐらいの経費をかけてプラントをつくって、発酵型の有機堆肥をつくって、それを商品販売したらどうかという御提案のずっと検討がされておったんですが、私が就任したときに、ちょっとそれは余りにも規模が大き過ぎるし、今後の赤字経営が続くのではないだろうかという心配があるからということで凍結をさせていただきました。

その後、私どももそのまま放置していたわけではありませんが、今、県外のいろんな手法ということを課長のほうが申し上げましたが、愛知県にあるある施設の工法では、プラントに近いような形で

2,000万円ぐらいの設備投資をし、そのことによって一定程度の完熟有機堆肥ができるのではないかと、今、研究がされております。そこで、そういった手法を取り入れられないかということ、今、検討・研究をしております。同時に、愛知県でつくられた完熟堆肥等を、今、町内の農家の方数軒に実証事業ということで、そのことによって栽培した野菜がどう違うのかということ、圃場で研究をしてもらっています。手応えがあれば、その愛知県の農法を取り入れながら、完熟の有機堆肥を製造し、それを販売することによって、少しでもその赤字解消に向けて取り組んでいきたいというような状況でございます。

終わりのほうに、牛ふん、それからバーク、生ごみ、食物残渣等々いろいろ取り込んで、それを堆肥化し循環型のスタイルをつくっていったらどうかという御提案でございますが、今、日田市が同じようなものを、日田の山田原という台地の畑の中にそういった施設があるんですが、ときどきやはりガス爆発を起こして非常に被害が出ているという、ガスが充満してですね。それとか、福岡の東峰村にも同じような施設があることは承知しておりますので、そういったことが実現できれば理想的な部分だというふうに思いますので、我々としては、先行したそういった事例を研究させてもらいたいなというふうに思っているところでございます。

なお、バークについては、新栄合板さんについては、今それを乾燥用の燃料に全て焼却をしておりますので、残念ながらそのバークのほうはちょっと期待できないかなというところでございます。

それから、野生鳥獣被害の軽減の一環として、福井県の越前大野市が、鹿とかイノシシを捕獲したら、それを焼却して、その骨の灰とかで堆肥をつくるというような事例も、猟友会、それから玖珠町の協議会のほうで視察研修も昨年行っていただいたようでございますので、そういった情報も取り入れながら、なるべくそういうスタイルに近づければという研究・検討はさせていただきたいと思っております。御提案、大変ありがとうございました。

○議長（石井龍文君） 2番衛藤和敏君。

○2番（衛藤和敏君） ぜひ、私もちょっと研究はさせていただきますが、何とか玖珠町の農業の所得向上を目指して、いろいろアイデアを絞りながら頑張りたいと思います。

続きまして、米作農家の所得向上についてということで、3年連続特A獲得をしたひとめぼれですが、特A獲得から3年もたつのに、現在価格の向上が、若干はあると思いますが、ない状況でございます。お考えを伺います。

○議長（石井龍文君） 藤林農林課長。

○農林課長（藤林民也君） お答えをいたします。

県西部地区の良食味米ひとめぼれが、本年2月27日に日本穀物検定協会の2018年産米食味ランキングで最高ランクの特Aを3年連続獲得したところであります。JA玖珠九重や大分県西部振興局、玖珠九重両町で構成します良食味米プロジェクトチームでは、2年連続受賞ではアピール力がいまだ低いと考えてきまして、3年連続受賞を契機に、産地ブランド化を裏づける評価であると認識して、有利販売と農家の所得向上対策を強化しているところでございます。

一般的な流通販売では、白米30キロ当たり1万2,000円平均であるのに対し、特A玖珠米ひとめぼれを表記した商品は、福岡市内の大手スーパーでは、白米30キロ当たり1万8,000円平均で販売が進んでおります。また、独自コンクールで入賞された農家から出品した福岡都市圏の大手百貨店での試食販売活動では、少量ではありますが、同様に白米30キロ当たり3万6,000円という高付加価値で販売ができております。

このことから、玖珠産ブランド米ひとめぼれの産地として、自然環境のすばらしさや循環型農業など特徴をアピールしながら、ひのひかりなど他の品種米や野菜などの農産品も有利販売につなげる販売戦略を導入することにより、農家所得の向上を目指していきたいと考えております。

以上です。

○議 長（石井龍文君） 2番衛藤和敏君。

○2 番（衛藤和敏君） あと、良食味米プロジェクトというものがあるようでございます。農協さんと連携されているようでございますが、この活動の内容と成果についてお伺いいたします。

○議 長（石井龍文君） 藤林農林課長。

○農林課長（藤林民也君） 良食味米プロジェクトチームによる活動は、特A評価を3年連続して受けることや、独自のコンクール実施などによる産地ブランド化と有利販売、また、農家の生産意欲の高揚や技術指導など、一定の成果を上げてきました。

今後も良食味米プロジェクトチームとして継続した活動を進めることはもちろんであります。営農や技術指導の役割を有するJA玖珠九重の組織力を背景に、多くの農家、組合員が良食味米の栽培に参画できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長（石井龍文君） 2番衛藤和敏君。

○2 番（衛藤和敏君） そのように取り組みをして、努力はしていただいているところでございますが、現実に、多くの皆様の、農家の皆様のところまでは、満足いくところまでは届いていない状況だと思います。

そこで、やっぱり実現するには、行政、農協、生産者の連携が必要だと思いますが、明確な目標を設定することが必要ではないかと思えます。例えば、30キロ1袋当たり1,000円アップを目指す。農協の取り扱い高が現在6万袋のようでございます。1,000円アップすれば6,000万円売り上げが伸びるわけでございます。また、玖珠町には、その他農協外の販売、個人のライスセンターの方々の販売を入れれば相当な額の売り上げ、農業所得向上につながるのではないのでしょうか。簡単に言うと、100袋出す農家は10万円の所得向上になるわけでございます。

しかし、努力はされて、農協さんも販売努力はされているのは十分わかっておりますが、やっぱり次の段階として白米販売が必要なかもしれません。そのためには、生産者、JA、ライスセンターの経営の皆様は、行政の方々との話し合いを重ねて、販売の新しいアイデアを出すことが必要だと思います。

町長が企画されております「とことん！玖珠町」トークワークショップなどを今年度は利用されて、そういう中でアイデアを出していただき、ぜひ実現に向けていただきたいと思います。どのようにお考えでしょうか。お願いいたします。

○議長（石井龍文君） 藤林農林課長。

○農林課長（藤林民也君） 玖珠米はJAに出荷する以外に、民間業者への販売や縁故米として流通していることから、プロジェクトチーム等による産地ブランド化が進む一方で、玖珠産ブランド米の品質基準やトレーサビリティに沿わない事業者等が玖珠産ブランドの名称に便乗する形で有利販売を試みるおそれがあり、消費者や販売取り扱い店舗に対して、これまでプロジェクトチーム等が構築してきました信用、信頼が結果的に失われる懸念がございます。

このため、一例としてですが、JAや精米所が所有する色彩選別・異物混入防止が可能な精米機の使用を義務づけるなど、玖珠産ブランド米としての定義や品質基準を設けるなど、関係団体と調整が必要とは考えております。

以上です。

○議長（石井龍文君） 2番衛藤和敏君。

○2番（衛藤和敏君） そういうブランドの侵害みたいなことも起ころうと思いますが、玖珠米のロゴマークはJAさんが商標登録で持っております。そういうものを使っていい許可をきちっと管理して、侵害に対しては強く臨むようなことも大切でなかろうかと思えます。

いずれにしても、今ちょうど農家の方々は田植えの時期でありまして、雨が少ない中を大変苦勞されて作業されております。また、中山間地においては、イノシシ、鹿との戦いで大変な状況でございます。棚田の草刈りも非常に苦勞されて重労働でございます。このような中を苦勞して農作業されて、農家の方はおります。何とか報われるようにしていきたいものだと考えます。

農協だよりとか新聞だとか玖珠町報だとかに、特A3年連続ということで町長初め農協の組合長の方々が笑顔で喜んでいる写真が掲載されて、今、おりますが、その笑顔を何とかその苦勞されている農家の方々が笑顔になるまで、行政として頑張って販売促進のサポートをしっかりとお願いしたいと思います。

先ほどの有機農業の産地化にしても、このひとめぼれの販売の向上にしても、私がなぜこういう質問しますかと申しますと、昨日からの質問にありましたように、この玖珠町では人口減少が進んでいるわけでございます。そういうことに歯どめをかけるためにも、財政が厳しい中、子育て支援や福祉の充実が大切だということはもちろんでございますが、まずは、財政が厳しいからこそ、このような所得向上政策が一番必要ではないかと思うからでございます。しっかりと町民の所得向上がどうしたらできるかということで考えていただき、取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、4番目の質問になりますが、農業用車両の登録・無登録についての不公平感について、ちょっといろいろ選挙で回っておりますと聞いておりますので、お伺いいたしますが、農業用車両の税額が平成28年から1,600円から2,400円に増額されております。このように、農家は厳しい状況の中、

そもそもなぜ増額が必要なのかお伺いいたします。

○議長（石井龍文君） 秋好税務課長。

○税務課長（秋好英信君） おはようございます。

衛藤議員の質問にお答えをいたします。

軽自動車税の税額の改正につきましては、平成28年度の税制改正に伴いまして、地方税の一部を改正する法律及び関連する法施行令等の政令・省令が公布されたことに伴いまして、平成27年4月30日の第2回臨時議会において、平成28年4月1日を施行日とする玖珠町税条例の一部を改正する条例の議決をいただいたところでございます。この背景につきましては、国の税に関する全体的な見直しの中で法改正がなされたものでございます。

参考までに、税率は地方税に定める標準税率、税額になりますが、適用しております。県内の自治体も同様の税額になっていることを申し添えたいと思います。

以上です。

○議長（石井龍文君） 2番衛藤和敏君。

○2番（衛藤和敏君） 税額が上がったということで、28年の条例でなったのだということは承知しておりますが、税額が上がったということで、なおさら登録がしにくくなっているのではないのでしょうか。

今、政府は、消費税増税など何でも増税を行っております。私は、幸福実現党の公認議員でありまして、増税には反対の立場にあります。参考までに申し上げますと、他の市町村では2,000円のところもあるようでございます。

玖珠町も減税をしていただきたいところでありますが、お話を聞きますといろいろデリケートな問題もあるようなので、今回は質問は控えさせていただきますが、私ももう少し調査いたしまして、できるなら次の機会でもさせていただきますと思っております。

さて、登録・無登録の不公平さのお話をよく聞く中で、登録のお願いや所有状況の調査を1月と5月に行っているようでございますが、進捗状況をお伺いします。現時点で所有者は何割ぐらいの方が登録しているか伺います。

○議長（石井龍文君） 秋好税務課長。

○税務課長（秋好英信君） お答えいたします。

登録された方と未登録の方の不公平をどのように解決するかという関連質問でございますが、本年の3月第1回定例議会の子算常任委員会の際に説明をさせていただきましたが、議員の構成も変わっておりますので、改めて説明をいたします。

そもそも自動車の種類区分につきましては、道路交通法と道路運送車両法という区分の違いがございます。その中で、農耕作業用車両につきましては、道路運送車両法に基づく小型特殊自動車として軽自動車税の課税の対象となります。そのため、トラクターのほか田植え機やコンバインなど、乗用装置があれば公道の走行にかかわらずナンバー登録をする義務がございます。

しかしながら、町民の多くに、公道は走らないので登録は関係ないだろうと、ないのではないかと
いった誤った認識が見られるために、改めてナンバー登録に対する理解を促すために、これまで広報
や回覧文書を通じて周知を行ってきたところでございます。

本年1月、それから4月に、確定申告において農業機械を減価償却費として経費で算入された申告
者のうち、登録が必要ではないかと思われる方400名に対し登録をお願いしました。また、5月から
は、農業申告をされている方、約1,000名なのですが、この方たちに、対象となる車両を持っている
か持っていないか、ナンバー登録が済んでいるか済んでないかなど、現状調査をしている段階でござ
います。その際に、未登録者に関しましては、随時ナンバー登録のお願いをしております。今週現在
で、おおむね5割程度の状況確認ができております。その中には、もう既に持っていないとか、処分
していないとか、未登録なので登録をしたいというふうに回答いただいているところでございます。

これらによりまして、登録義務がある旨の周知は一定程度できているのではないかと考えておりま
すが、引き続き状況把握を行いながら、場合によっては個別の指導を行い、登録者と未登録者に不公
平が生じないように税法にのっとりまして、正しい申告、納税をお願いしたいと考えております。

以上です。

○議 長（石井龍文君） 2番衛藤和敏君。

○2 番（衛藤和敏君） 私も法律で定められている以上は登録をしないといけないのではないかと
思っております。しかしながら、いろんな意見がございます。先ほど言われたように、公道を走らな
いのになぜ登録しないといけないのかとかいろいろ聞いておりますが、問題は、そういう方々に丁寧
に説明されて、納得していただいて、そういう不満が出ないように対処をしていただければと思いま
すので、引き続き農家の所有者の皆様方に、丁寧に説明をしていただいて、取り組んで、その不公平
感を解消していただく努力をしていただきたいと思います。

5番目、最後の質問になります。

災害ボランティアの受け入れ体制についてでございます。

災害が多発する季節が近づきましたが、玖珠町におきましては、災害ボランティアの受け入れ態勢
が十分整っているのかお伺いいたします。

○議 長（石井龍文君） 西村福祉保健課長。

○福祉保健課長兼子育て世代包括支援センター設立準備室長（西村正明君） 衛藤議員の御質問にお答
えいたします。

災害時のボランティア受け入れ態勢でございますが、玖珠町では玖珠町社会福祉協議会が窓口と
なっておるところであります。地震や台風などによる災害が起きた場合、町と社会福祉協議会とで協
議し、必要に応じて災害ボランティアセンターを開設することとなっております。なお、災害ボラン
ティアについての宿泊場所の確保、食事等の生活面につきましては、基本、ボランティア御自身によ
る御負担となっております。

関連でございますが、玖珠郡には両町の社会福祉協議会が事務局となり、玖珠郡災害ボランティア

ネットワーク協議会が設立されております。災害の発生に備え、専門的な研修等を行い、緊急時に対応できる体制の確立を図ることを協議会の目的としております。平常時では、災害ボランティアの基礎的研修や情報の収集・発信等を実施し、発災時には、両町被災支援センター（災害ボランティアセンター）運営の支援、県内災害ボランティアや関係機関の連絡調整等を行う予定となっております。

玖珠郡災害ボランティアネットワーク協議会登録団体としましては、医療、土木建築、地域団体、行政等のさまざまな分野が登録し、緊急時に対応できる体制をとっております。

町としましては、関係部署が連携し、今まで以上にボランティア活動への支援が必要だと考えております。

以上でございます。

○議長（石井龍文君） 2番衛藤和敏君。

○2番（衛藤和敏君） ここ数年、玖珠町では大きな災害が起きておりません。ボランティアの受け入れ態勢が経験がない状態にあると思います。

しかしながら、急に災害は起こるものでありまして、私も、九州北部豪雨災害時におきましてボランティア経験があります。ボランティアは、非常に災害のときに活用、活躍してくれるありがたい存在でございます。何自治体か行ったことがあります、自治体によって全く対応能力というかが違うことがわかりました。このように、玖珠町でもすばらしいボランティア受け入れ態勢が整うことが大切だと思います。

今、この質問に対して福祉保健課長がお答えになりましたが、災害時に、連携はされているというお話でありましたが、災害が起きたときに玖珠町のどこが一番災害がひどいのかとかいうことを把握されるのは、総務のほうではないかと思えます。その辺の、いざとなったときにスムーズにボランティアの皆様が活躍されるような、ボランティアの皆さんも、非常に今のボランティアの皆さんはプロでございます。能力が十分に発揮されて、ボランティアさんも満足される。要望される方、ボランティアさんに頼みたい被災者の方も喜んでいただけるようなことが必要じゃないかと思えます。

それで、ボランティアさんと依頼者の方のマッチングというのは非常に難しいわけございまして、その辺がやっぱり、社会福祉のほうではなくて総務のほうを、総務課のほう、消防係とかですね、そのほうの連携を密にさせていただかなければならないと思えます。

ボランティアの方々も、先ほど言いましたようにプロの方々ですので、いろいろ自分のことは自分でする態勢が整っているわけでございますが、消毒のケアとか、帰りの温泉の提供だとか、そういう心遣いも町として充実させていただきたいと思えます。

時間も迫ってまいりましたので、これで、以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（石井龍文君） 2番衛藤和敏議員の質問を終わります。

次の質問者は、11番秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 皆さん、こんにちは。

議席番号11番秦 時雄でございます。議長のお許しを受けまして一般質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

まず、先般行われました地方統一選挙におきまして、再びこの場を与えていただきましたことに対しまして、町民の皆様にご心より感謝を申し上げる次第でございます。

議員必携には、我々議員は憲法第15条で公務員は全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではないと定められており、議員は住民全体の代表者であり、奉仕者であって、これが議員の本質であると、そのように書かれておるところでございます。議会は行政の監視役としてのチェック機能、そして近年求められているのは、政策提案をいたして多様な層の幅広い住民の意見を反映する機能が求められているところでございます。町民の小さな声、一人の声を大切に。政治の光が届いていない人の声に、光を当てていく、支援の手を差し伸べていく、ここに地方議員の重要な使命の一つがあると私は思っております。

これから1期4年間、安心・安全、そして住みやすいまちづくりのために尽力をしまっている所存であります。どうかよろしくお願いいたします。

さて、本題に入りたいと思います。

まず、第1番、選挙法についてでございます。

この選挙のときに使用する投票所のバリアフリー化の現状についてでございます。

これは、平成23年8月に障害者基本法が改正をいたしました。その中で、新しい条項が加えられたのがこの障害者基本法の第28条、国及び地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより行われる選挙、国民審査又は投票において、障害者が円滑に投票できるようにするため、投票所の施設又は設備の整備その他必要な施策を講じなければならないと、そのように定められております。

その改正がされる前、平成22年には、各選挙管理委員会には、このような障がい者が円滑に投票できるようにという投票所のバリアフリー化、また投票環境の改善についてとか、そういう通達というか、出されているといいます。あれから、平成23年から8年はたっているわけですね。その8年の間、こういった障がい者や高齢者の方が投票をしやすような、こういった施策がどのように今日まで行われてきているか、その現状について、まず、第1番の質問をさせていただきたいと思います。

○議長（石井龍文君） 石井選挙管理委員会書記長。

○総務課長（石井信彦君） 選挙管理委員会の書記長として回答させていただきたいと思います。

玖珠町内の投票所につきましては、期日前投票所を役場に設置をいたしております。

投票日当日につきましては、各自治公民館、地域の公民館等を投票所といたしまして、町内20カ所に設置をいたしております。内訳といたしましては、役場1カ所、自治会館の4カ所、自治公民館等が4カ所、学校施設等が6カ所の合計20カ所でございます。

また、議員からの御質問にあります障害者基本法第28条によりますと、障害者が円滑に投票できるようにするため、投票所の施設または設備の整備その他必要な施策を講じなければならないというふうにされておりますが、ほかにも障がいを持たれている方が不自由なく過ごしていただくよう、ユニ

バーサルデザイン化やハートビル法、交通バリアフリー化などに配慮した施設とするよう各法令で定められておりまして、玖珠町障がい者計画等でもバリアフリー化についての取り組みを促進しているところでございます。

平成31年3月末現在におきまして、町内で障害者手帳をお持ちの方は1,459人おられます。また、手帳をお持ちの方のうち、身体に不自由な状態であって手帳を持たれている方が1,220人ほどいらっしゃいますので、有権者の約9%の方が身体不自由というデータがございます。また、高齢者の方で日常生活で段差を不自由に感じておられる方についても相当数おられるということは認識をいたしております。

町内の各投票所におきましては、車椅子の方でも投票ができるよう、一定程度のスロープや手すり等の設備はございますが、施設の中には、歩行困難な方が玄関までは車椅子で乗りつけられたといたしましても、玄関から室内への段差があるために投票所に配置をされた職員等で個別にかかえたりとか、体を支えたりするなどの対応をしている投票所もございます。

段差の解消といたしましては、簡易的なスロープを設置している投票所もございますが、全ての投票所にそういう設備ができていないわけではございません。施設のバリアフリー化などそれ以外の配慮といたしましては、全ての投票所に、まずは老眼鏡の配備をしております。ほかにも、車椅子や視覚障がいの方への対応といたしまして、点字器、それから記載をする際に低い投票台、こういったものも準備をしているところがございます。

いわゆる障害者差別解消法によりまして、言葉、言語によるコミュニケーションが困難な方もおられるわけでございますので、わかりやすいイラストを指で指しながら意思を伝えることができるコミュニケーションボード、また筆談等にも対応しておりまして、投票方法を説明するための支援カードを準備するなど、ソフト面からの投票環境の整備にも取り組んでいるところがございます。

投票に関しましては、投票事前に御本人や御家族の方から御相談を受けることもございますので、投票所の状況や、その方の投票所の状況ですね、御本人の状態についてお話をする中で、できるだけ設備や人員が整っております期日前投票所、こちらの利用をできないかというようなお話もさせていただいているところがございます。

今後につきましては、設備が不十分な投票所につきましては、改修の可能性を検討するとともに、一方では、期日前投票所をさらに利用しやすい環境を整備するという両面に対応していきたいというふう考えております。

以上でございます。

○議 長（石井龍文君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） ただいま答弁がございました。

それで、玖珠町におきましては、各投票所におきまして、高齢者、当然高齢者なら足の不自由な方とか、書きづらい方とか、字を書きづらい方とか、障がい者、また目の不自由な方とか、また言葉とか、いろんな障がいがあるわけですね。それらの障がいのある方々に対しては、玖珠町は投票所にお

いては十分なそういった措置をなされているということによろしいのでしょうか。

○議長（石井龍文君） 石井選挙管理委員会書記長。

○総務課長（石井信彦君） もちろん、障がいを持たれている方がそれで十分満足、これで十分というふうに思っているかどうかということは、私どもで判断することはできませんが、現在、私どもでとり得る限りの措置はとっているというふうに認識をしております。

○議長（石井龍文君） 11番秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） それでは、この中で、例えば中山間地の地域の方、お年寄りなどが車もない、そういう方、また高齢者、障がい者の方々など、投票所への移動の困難な方々の投票の機会を確保する、これを十分に配慮してくださいという、これは総務省からの通達というか、お願いもあるようでもありますけれども、こういった方々に対して、今後、そういった車がないとか、その投票に行くまでの、行くにも大変という、実際にそういう方がおられますけれども、今後、町としては、そういった方々に対しては何らかのいろんなそういった施策を講じて、例えば、これも全国におきましてはタクシーを町が用意したり、またバスに乗っていただいたり、そしてまた、社協が車を出すとか、そういうことをやられている行政もあるようでもありますけれども、今後はそういった、選挙の一票というのはこれほど公平なものはないと私は思っておりますので、ぜひとも、これからもそういう高齢者、障がい者の方が投票所への移動困難な方々の投票機会を確保するために、そういう十分な配慮も視野に入れて、これから考えていただきたいということなんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（石井龍文君） 石井選挙管理委員会書記長。

○総務課長（石井信彦君） 近年、バス、先ほど言われましたバス等の利用につきましては、投票所の数を縮減した自治体においてそういった取り組みが行われているようでもあります。

当町におきまして、今現在で投票所の縮小は考えておりませんが、先ほども申しましたように、期日前投票所の御利用をしていただく中での環境整備といったものがないかというふうな検討について、今後、進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（石井龍文君） 11番秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 投票所に関しましては、何も町の庁舎内で、期日前投票とか一般の選挙に関しては各自治公民館とか各公民館でやる、これは今まで原則でありましたけれども、今では、各、例えば大きなスーパーの中で、そういう環境が整えられれば、人が集まりやすいとかそういうことでも選挙の投票場所としてこれはできると、そういうふうにはなっているようでもありますし、今後、いかにしたら町民の皆さんが、大多数の方が投票に行ってくださいかという、これが一番大切なことでもありますので、そこら辺を、これからいろんな状況に対応するために頑張っていただきたいなど、私はそう思っております。

続きまして、2番目の期日前投票での宣誓書の記載についてであります。

改正された障害者基本法には、先ほど申しましたように、障がい者や高齢者に配慮すべきであると

いうこととございます。その期日前投票する場合、今、玖珠町は、本人確認と不正の防止のための観点から期日前投票所で宣誓書の記載をすることになっています。それを持って行って、入場整理券を持って行ってそこで書くということとございます。

それで、この改正の障害者基本法には、先ほど言いましたような、円滑な投票のために必要な施策を講じるようにとうたっております。そこで、この必要な施策に投票所の入場券への宣誓書の印刷が該当すると私は考えております。それで、あの入場券の裏に、もうあらかじめ印刷をしてもらって、高齢者とか、またそれとか障がい者の方が、それを投票所のところに行って書くよりか、家できちっと書いたほうがより効率的であるし、そのほうが、そういった方々に対してはいろんな精神面ではプレッシャーは少ないと思っております。これは、裏面に印刷する、入場整理券に印刷をしているというところは結構全国であるんじゃないですかね。大分市もそれをやっております。もちろん、国政選挙、県知事選挙、県議会選挙、それらは全部、裏に、そういった入場整理券に記載、空白をあけて、それ、全部家で書けるようになっているんですね。

そういうことをやっていただけないかと、やっていただきたい。よそがやっているんで、玖珠がでけんということはないと思いますので、これに対しての見解を伺いたいと思います。

○議長（石井龍文君） 石井選挙管理委員会書記長。

○総務課長（石井信彦君） 本町では、投票日当日に投票が困難な方が期日前投票を行う際には、先ほど議員が申されましたように、受け付け前に会場で宣誓書に御記入をいただいて投票をしていただくという、そういう流れになっております。

投票所の入場整理券の裏面に宣誓書を附帯すべきではないかという御意見でございまして、全国的にも、先ほど申されましたように、入場整理券の裏面に印刷をしている自治体も相当数あるということは認識をしております。近隣の例で言いますと、日田市では裏面への記載を行っておりますが、九重町のほうでは、検討した結果、文字が見えにくくなるということから実施を見送っております、当町と同じような状況にあるということとございます。

玖珠町選挙管理委員会事務局におきましても、この件につきましては、同様に検討はしておりますが、宣誓書の用紙が現在はA4の用紙、この大きさですね。この用紙ではございますが、はがきに印刷をかけますと、はがきの半分の大きさになってしまうということになりますので、高齢の方には文字が見えにくくなるのではないかと。文字のサイズが当然小さくなりますのでですね。それから、手に障がいがある方につきましては、大きさが小さくなるということと書きづらくなるのではないかと。そういった、そういったデメリットの発生も危惧をしているところでございます。

入場整理券の裏側に宣誓書を印刷することのメリットといたしましては、期日前投票所入口の混雑や会場での記入の煩わしさの解消が期待をされるとは思いますが、その反面、入場整理券を忘れてこられた方もいらっしゃると思いますので、これまでどおりのA4サイズの宣誓書も準備する必要があるかと思っております。そうしますと、受け付け時の混乱や、財政面におきましても若干のコストも検討する必要があるかと思っております。

そういったことがございまして、引き続きさまざまな角度から議員の御提案の件につきましては検討させていただきたいというふうに思っております。いずれにいたしましても、選挙事務の改善、それから投票率向上に向けた取り組みにつきましては、選挙管理委員会の重要な使命でありますので、今後、また十分検討させていただきたいと思っております。

○議長（石井龍文君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） ぜひとも何か工夫を、字が小さくなるという指摘がございますけれども、そこはどうかなるんじゃないかと。なりませんか。

だから、私は、わざわざあそこに行って書くよりか、前は投票所の中で書いていましたですね。投票所の中に、部屋に入ってそこで書いていましたですね、期日前投票のときはですね。だから、本当にやっぱり、結構プレッシャーがあるんじゃないかと思っておりますので、ぜひともこれは改革すべきものと私は思っています。どうかいい知恵を絞って、どういうふうにしたら高齢者や障がい者の方が書きやすいようにできるか、これはやっぱり検討させていただきたい、そういうふうに思って、よろしくお願いいたします。

さて、続きまして、2番目にため池についてでございます。

このため池についても、以前、松下議員からあったと思います。記憶はそういうふうに。そのときに、玖珠町のため池は幾つあるのかなということ、20ほどと、何か聞いたような気がいたしますけれども、そのため池につきましては、これは農業用水を確保するために人工的につくられた中山間地域に多く存在するということでもありますけれども、農業を支えるだけでなく、この良好な自然環境を形成して貴重な財産でもあるわけでございます。近年では、ゲリラ豪雨が頻繁に発生いたしまして、平成29年、九州北部豪雨でも多数のため池が被害を受けました。昨年の平成30年7月の西日本豪雨では、土砂崩れやため池が決壊して大きな被害を受けたこと、まだ本当に目新しい大変な災害でございました。

そして、もう一つ懸念されるのは、その農業用の水として使用されていたけれども、離農をされたり高齢化でそのため池が管理できない。そのため池がふえてくる可能性もあるんじゃないか。私は、ため池を利用している方々から、もうほとんどそのため池から農業用の用水として使用しておりません。しかしながらそこを管理しなくてはいけない、しかし、管理するにも、もうお年寄りがふえてきて大変な状況になってきている、将来的には非常に厳しいものがあると、そういう相談も受けたところでございます。

それで、ため池の管理の、1番ですね、本町のため池の現状について、各ため池の所有者、管理者、用途使命について、これについて伺いたいと思っております。

○議長（石井龍文君） 藤林農林課長。

○農林課長（藤林民也君） それでは、ため池の現況についてお答えをいたします。

農業用ため池は歴史が古く、江戸時代を中心に構築された施設が多く、現在も農業用水の水源として利用されております。しかしながら、近年、議員もおっしゃられましたように、台風や豪雨、また

大規模な地震により、全国的に農業用ため池が被災するケースが発生している状況であります。

玖珠町におきましては、農業用ため池台帳に登録されているため池が現在50カ所ございます。そのうち24カ所が決壊した場合に、家屋や公共施設等が存在し人的被害を与えるおそれがあるとして、防災重点ため池となっております。

所有者、管理者につきましては、ため池の水を農業用水として利用されている受益者の代表者の方々となっております。

以上です。

○議 長（石井龍文君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 玖珠町のため池が50カ所という、大変やっぱり山間地の玖珠町において、ため池多いなど。そして、24カ所が大雨によったら被害が起こる可能性があるということでございます。

そして、2番目にまいりますけれども、その管理体制、その現状、維持管理についてはどういうふうな形で行われているのか、それを伺いたいと思います。

○議 長（石井龍文君） 藤林農林課長。

○農林課長（藤林民也君） 各ため池の維持管理についてでございますが、ため池の水を農業用水として利用されておられる受益者の方々及び地元関係自治体の関係者等で堤体の草刈りや水栓の開閉等の管理を実施しているところでございます。

○議 長（石井龍文君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） それでは、この50カ所に上るため池につきましては、地元の方が維持管理をしているということによろしいんですか。全ての玖珠町のため池については。

○議 長（石井龍文君） 藤林農林課長。

○農林課長（藤林民也君） 50カ所全て地元で維持管理をしているかということですが、この50カ所のうちには、現在使用されていないものもございます。そういったものにつきましては、維持管理がなされていないというところもありますが、基本的に使用されているところについては、受益者、関係自治体の方々が管理しているということでございます。

以上です。

○議 長（石井龍文君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） それでは、この50カ所のため池につきましては、行政は、1年1回ぐらい見回りをしたり、ため池の状況とか総点検とかそういうことは行われているのか。

そしてまた、3番目にもありますけれども、増水などによる決壊の危険性等について調査されているのか。調査されていると先ほど答弁がございました。24カ所、被害を与える可能性があるということでございますけれども、この決壊の危険性についてどのような調査を行っているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議 長（石井龍文君） 藤林農林課長。

○農林課長（藤林民也君） 決壊の危険性等の調査についてでございますが、防災重点ため池につきま

しては、平成25年から平成29年にかけて、ため池調査と災害時の危険を周知するため、ため池ハザードマップを作成し、関係住民の方々に周知をしているところでございます。

また、昨年の7月の西日本豪雨を受けまして、昨年、30年7月30日から8月24日の約1カ月間で、国の指導によりますため池緊急点検を実施したところでございます。点検の結果でございますが、応急措置が必要な箇所は現在ないという報告を受けているところでございます。

以上です。

○議長（石井龍文君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） この応急措置をする必要はないということでございますけれども、例えば、いろんな状況が考えられるところであります。それは、近年の大雨による、豪雨による急激な雨による増水によってこのため池が非常に危険にさらされるということは、大変に問題であるわけでございますし、例えば、先ほど私は例を出しましたけれども、唐杉のため池も、これは、今は農業用としては使用されていないということなんですけれども、地元としては維持管理しておるということでございますけれども、例えば、このため池が決壊をいたしますと、あの唐杉の地域の下まで、1分か2分ぐらいしかかからない。それぐらいの速さで水が押し寄せると、そういう状況もあるわけですね。

そこら辺は、ここを考えられて、本当にこの決壊の危険性について、やっぱり詳しくこれは調査して、こうなったときどうなるかということ、やっぱりそこまで調査すべきであって、それによってどういう処置をしなければいけないかということまで、やっぱりする必要はある。行政はそこまで安全対策を行う、これが行政の役割であろうと私は思いますし、町民の命を守るために、ぜひともこの危険性の調査に対して、十分に調査をしていただきたいと私はそう思っておりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

この4番目の農業用として使用されていないため池についてでございます。

これにつきましては、これ、何カ所あるんでしょうか。農業用としてはほとんど使用していないということ、そういうため池は何カ所ぐらいあるんでしょうか。わかったら答弁をお願いします。

○議長（石井龍文君） 藤林農林課長。

○農林課長（藤林民也君） 現在の農業用ため池において、農業用として貯水していなかったり、農業用水に使用していないため池が19カ所ございます。

町といたしましては、ため池廃止候補リストを作成しておりまして、現地の状況調査、また関係者等と協議を行いまして、ため池廃止事業の実施等を今後計画的に進めていく計画といたしております。

以上です。

○議長（石井龍文君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） ただいま答弁では19カ所が使われていないということで、当然地元の方が今まで管理をずっとやられてきたと思うんです、過去にですね。そういう中で、廃止をする場合は当然地元の方の同意も必要かと思っておりますけれども、そういう必要のないため池というのは、やはり今、課長から申されたようにもう廃止をするなりの措置が必要かと私は思っておりますので、そこら

辺は十分に調査されて、実施していただきたいなど、私はそういうようお願いを申し上げます。

それで、このため池は、各、農業用に使っているため池の使用者、地元に残されておりまして、そのため池の安全管理につきまして、私は全部見たわけではございませんし、ため池がどういう状況であるということもはっきり把握はしない。しかし、何か所か見の中で、やはりため池につきましても、例えば、よくある都会のため池なんか、小さな子供さんが落ちとって亡くなると、そういうこともありますので、こういった転落防止用の柵等の設置が必要な場所、そういうため池はあるんでしょうか。もしあるとすれば、そのため池につきましては安全柵などを設置する必要があるかと思っておりますけれども、それはどういうふうに把握されているのか伺いたいと思います。

○議長（石井龍文君） 藤林農林課長。

○農林課長（藤林民也君） ため池の安全管理についてでございますが、ため池の洪水ばけ、また落差工等、構造物が作成されておりまして、高さの高い箇所等には転落防止柵の必要な部分については設置している状況だと考えております。

また、議員おっしゃいました堤体等、子供が落ちるとか、安全なことを確認しているかということでございますが、安全対策につきましては、また今後、新たな法の設定等もございまして、新たに調査をするような必要になろうと思っております。そのときにまたあわせて、関係者、管理者から堤体の安全についても調査をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（石井龍文君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 今、課長が言われたように、今後調査をするということでございますけれども、7番目に入りたいと思います。

今国会で農業ため池管理保全法が成立をいたしました。今後の取り組みについてでございますけれども、そういうところも入っているのではないかと私も考えているところでございます。この法律が成立いたしましたけれども、その今後の取り組みについてお聞きしたいと思います。最近成立いたしましたので、4月ですかね、その辺、きちっとまた国のほうから通知が来ておるんじゃないかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（石井龍文君） 藤林農林課長。

○農林課長（藤林民也君） 議員御指摘のとおり、本国会において農業用ため池管理保全法が成立をいたしております。この法律は、農業用ため池についてその適正な管理及び安全に必要な措置を講ずることにより農業用水の確保を図るとともに、農業用のため池の決壊による水害、その他の災害から国民の生命、財産を保護し、もって農業の持続的な発展と国土の保全に資することを目的といたしております。

法の概要といたしましては、所有者等による都道府県への届け出義務づけと都道府県によるデータベースの整理・公表、所有者等による適正管理の努力義務、適正な管理が行われていない場合の都道府県の勧告、都道府県等による立入調査等について、本法で規定をされております。

この法律につきましては、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとなっております。

以上の点について、先日大分県庁において開催されたため池担当会議にて説明がなされたところでございます。

今後につきましては、法律に係るガイドラインを関係機関に通知することとなっておりますので、このガイドラインに沿って県の進める取り組みとあわせて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長（石井龍文君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） しっかりとため池について取り組みをお願いしたいと思います。

続きまして、山林の伐採についてでございます。

山林につきましては、植林事業による山林伐採期を迎えておりますし、その山林伐採後の危険性及び管理について伺うということでございます。

現在、玖珠郡、玖珠町内でもそうでございますけれども、山を見ますと木が伐採されて、その伐採された後、大きな岩が非常に出て、場所によっては異様な光景がさらされているところでございます。非常に、これからこういうふうに玖珠工業団地にも合板会社が操業を始められて、この需要も増して、今後、玖珠の森林につきましても伐採が多くなるんじゃないかと。そういう中で、この植林事業による山林伐採期を迎えているが、伐採後の危険性及び管理について町はどのように行っているのか、ここを伺いたいと思います。

○議 長（石井龍文君） 藤林農林課長。

○農林課長（藤林民也君） 玖珠町におきましては、町の総面積2万8,651ヘクタールのうち、森林面積は2万42ヘクタール、全体の70%を森林が占めております。森林の有する公的機能の発揮を初め、林業、林材産業としても重要な資源であります。戦後の昭和30年代に積極的に植林された杉等は、除間伐は行ってきたものの、木材価格の低迷から主伐（全伐）が先送りされ、既に70年を超えるものも見受けられます。

森林の造成や伐採については、植林後の下刈り、除間伐などの保育管理や、伐期の判断や再生林につきましても、基本的には所有者の判断に委ねられておりますが、森林の有する多面的機能を総合的に発揮させたり森林資源の確保などを目的とした玖珠町森林整備計画を、森林法に基づき策定することとなっております。

町といたしましても、需要拡大に向けた急激な伐採行為や土砂崩壊の危険性につながる行為については、未然に対応する必要があるため、事業者や森林所有者への周知に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長（石井龍文君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 非常に木の需要が多くなるということは大変に喜ばしいことであります。そ

の上で、私もこの今質問をさせていただいている。その伐採した後の災害に対する防災、これがきちとなされていなければ、今後、いろんな危険性、危険なそういったものが起こるんじゃないかと、それを私たちは危惧をしておるところでございます。

それで、森林法の中にも、例えば伐採をする、そしてその後の造林についても、町長にそれを提出することになっておりますよね。そういう中で、町として次に入るんですよ。2番目の、町は監督責任者として森林所有者や伐採業者に対する指導について伺うということでございますけれども、先ほど課長が言われたように、所有者の責任においてということでありましたけれども、やはり町の住民を災害から守るために、やはりこの種の伐採に対する町のガイドラインというもの、そういうものは定めていないのかな、ガイドラインですよ。

だから、今2番目ですよ、監督責任者として森林所有者や伐採業者に対する指導について伺う。これには流木対策も含まれるわけでございますし、例えば、いや、切ってもいいですよ、許可して、後は植林してくださいだけでは、やっぱり町の行政としてそれでよいのかと、私はそういうふうに強く感じるんであります。やっぱり監督責任者として、森林所有者や伐採業者に対して、後の始末とか、この場所は切ったらちょっとそれだけの処置を、切る場所とかですね、いろいろあるんじゃないかと思っておりますけれども、その指導、そういった所有者や伐採業者に指導をされているのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（石井龍文君） 藤林農林課長。

○農林課長（藤林民也君） 水源の涵養や土砂の流出防備など重要な役割や機能を有する森林については、国や県が管理する保安林に指定されており、伐採に対しては、限度面積や方法などの制限に加え、再造林の内容など義務が課せられております。また、その行為については都道府県の許可となっております。

一方で、普通林の伐採関係については、面積規模にもよりますが、市町村への届け出制となっていることから、森林所有者や事業者への周知、指導を行うことが重要となっております。このため、広報はもとより、直接的に関与する森林所有者や事業者へ周知を行うため、近隣市町村、県と連携を深めているところでございます。

また、伐採等につきまして、基本的には、先ほど申しました森林法に基づきます玖珠町森林整備計画、この中に基本的な事項が示されております。それに合致するかどうか、伐採及び伐採後の造林の届け出書を町のほうに、森林法に基づいて提出していただくようになっておりますが、その際に、町の森林計画と合致するかを見て許可等を出しているところでございますが、この玖珠町の森林整備計画に合致しない計画、また造林方法等につきましては、森林法の中で、伐採の中止、また伐採後の造林の命令等が町によってできるようになっておりますので、そういったもとの、管理につきましては玖珠町森林整備計画のほうで管理をいたしているところでございます。

以上です。

○議長（石井龍文君） 11番秦 時雄君。

○11番(秦 時雄君) それで、町は監督責任者として、伐採業者やその森林所有者に対する指導ということで、今の答弁にございましたけれども、例えば、所有者から森林伐採の届けが町に、町長宛てに出された場合、その担当の職員がやっぱり現地を調査、見に行くんですか。調査をして、これは災害の発生は大丈夫だな、そこまでやっぱり現地調査を行っておるのか、そこら辺を聞きたいと思います。

○議長(石井龍文君) 藤林農林課長。

○農林課長(藤林民也君) 冒頭にも申しましたとおり、玖珠町の総面積の70%が森林でございます。

確認を行っているのかということでございますが、今、農林課のほうでは担当職員1名で対応いたしております。森林整備計画の中にもございますが、1カ所当たりの皆伐が20ヘクを超えてはならないという規定を設けておりますので、届け出の際に20ヘクに近い面積がある場合は、担当職員が確認を行っております。そのほか小さな山林の面積につきましては、常時は行っておりませんが、年1回、管内の伐採届について現地の確認を行っている状況でございます。

以上です。

○議長(石井龍文君) 11番秦 時雄君。

○11番(秦 時雄君) ちょっと聞こえにくかったんですけども、伐採の2ヘクタール。

〔「20」と呼ぶ者あり〕

○11番(秦 時雄君) 20ヘクタール。20ヘクタール以上ですね。ちょっと、そこら辺ちょっともう一回言ってください。

○議長(石井龍文君) 藤林農林課長。

○農林課長(藤林民也君) 玖珠町の森林整備計画の中に基本として上げております20ヘク以上の伐採ですね、皆伐は基本的にはしないという計画になっております。20ヘクに近い15とかそういった大面積の場合は、現地のほうに職員が確認に行っております。

以上です。

○議長(石井龍文君) 11番秦 時雄君。

○11番(秦 時雄君) 伐採をする場合、この伐採の届けが出た場合、やっぱり現地を、現場を見るということが一番大事なことだと思います。これ、切ることによって災害が発生しないように、現場調査を行っていくというのは、やっぱりこれはまた行政の仕事だと私は思っております。それは、やはり玖珠町民の生命を守るためです。これは、ぜひこれからも行っていただきたいと。これに対してはきちんとやっていただくようお願いしたいと思います。森林を無秩序に伐採することで災害が発生するおそれがある、そういう箇所もあるんじゃないかと私は思っております。

それで、流木対策も非常に、これ、重要なことでございます。切って、そのまま置いていく、伐採後使用しない木は、そこで伐採そのまま積んでおくのかよくわかりませんが、そこら辺のことは、流木対策、将来に向けて大雨が降ったときに、流木対策にもやっぱりきちっと町は気を使って、そこまできちっとやっぱり助言なり指導というのは絶対私は必要になってくると思いますわ。

本当に、木が、森林がばかっさと切られておりまして、それで、今までは何も思わなかったんですけども、切った後を見ると土肌が出るものですから、非常に圧迫感と、これ大丈夫だろうかという、そういう気持ちにさせられることもたびたびありますので、こういった防災の面から、この森林伐採については町もこれまで以上に取り組んでいただきたいと思います。

それでは、この森林伐採について、3番目の、伐採後の植林について町の考えですね。いろんなこれは考え、学者なんかの方々を見ますと、例えば杉林とかヒノキ、その溪流の下のほうには雑木を植えたほうがいいのか、いろんなものがあるようでございますけれども、そこら辺も後の植林をする場合、そこら辺を考慮して、杉の所有者に助言をすとか、そういうことも今後必要になってくると思いますけれども、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（石井龍文君） 藤林農林課長。

○農林課長（藤林民也君） 伐採後の植林についてということでございますが、玖珠町森林整備計画における植林につきましては、人工造林と天然更新の方法を示しております。

人工造林におきましては、適地適木を基本に、天候、地形、土壌等の自然条件を背景に、杉、ヒノキ、クヌギ、その他広葉樹などの樹種決定や伐採時の利用目的などを考慮して育苗した苗木を植林することをいいます。また、天然更新とは、クヌギや広葉樹に見られるように、伐採後の萌芽によるものや目的樹種以外の自然的な生育や種子飛来による発芽などにより森林化することをいうものであります。

このため、人工林的な植林でなければ森林化がしないような伐採予定地に対しては、伐採届受理時に現地調査を徹底するなど、森林の裸地化による各種災害につながらないように、今後、指導を行っていきたくと考えております。

以上でございます。

○議長（石井龍文君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） その後の伐採後の植林についても、今のようきちっと指導をしていただきたいなと思っております。よろしく申し上げます。

次にまいります。

災害など危険度の高い法定外公共物（里道、水路）の管理についてでございます。

これは、平成30、本年度の3月議会のときにこの法定外公共物について一般質問を行いました。31年度一般予算につきまして、新規事業として、法定外公共物につきましては地元の人に任せてお願いをしていると。清掃とかいろんな対応はですね。それに対して、危ないところがあれば、材料支給ということで、初めてこれを、30万円を計上されているところであります。

私の言うのは、これはこれで大事なことでございますけれども、この法定外公共物、例えば、前回の議会で言いましたけれども、法定外公共物の谷川について質問をいたしました。これは当然地元の人が、これを地元の人たちが危なくないように何かの措置をしてくださいということで、町が地元をお願いして、材料は支給しますけれども、なかなかそれが進まないんですね。それは進まないわけが

あるんですね。非常に急勾配、急勾配ですよ。それで、川底とその堤防というか、両側はもうほとんど水平なんですわ。だから、大雨が降ればそのまま下の神社、そして、そのまま運が悪ければ、これは土砂崩れとなって下のほうの集落のほうに押し寄せる可能性があるんですね。ですから、法定外公共物は平成17年に国から各地方自治体に移譲された。この管理は町がやらなきゃいかん。その根拠は、私も、これ、今まで法定外公共物は、これは地元にして地元で協働でやってくださいという、そういうことで、今、地元の人が一生懸命補修とか水路の清掃とかやってこられたわけでございますけれども、この法定外公共物の機能管理、これは、要するに法のもとで定めているのかなということで調べましたら、地方自治法第2条第2項の規定、その中にこれがあるわけですね。やはりこれは、管理については自治体とする、しなければならないになっているんですね、見ましたらですね。法定外公共物。

それで、そういった工事が地元の人ができない場合は、やはり町がこの工事をやる、町が工事をやっていただく。もう簡単な工事だったら、事業者が掘削機を入れて一般の人に貸しますからやってくださいというて。お年寄りとかそういうのがたくさんおられる中でやれるわけがないんですね。余りにも無責任です。だから、だから、私は前も言ったように、法定外公共物の管理に関する条例で、この中で、やはり、条例を、条項をつくってやっているところがあるんです。それは、前にも言ったように日出町もやっております。そして日田市も、里道または水路の維持管理の特例ということで、これは日田市のほうが、市長が前項の各号に掲げるものが市民の生命財産に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、自治会、青壮年会、農地組合もしくは水利組合等の地元利用者において維持管理が困難であると認められたときは、規定にかかわらず、この維持管理工事で必要とする原材料の支給に加えて、当該維持補修工事を施工することができる。

これは、平成17年に法定外公共物が各市町村に移譲されたわけですね。その中で、やはりこの条項では玖珠の条項と一緒にやったんです、大体は。法定外公共物に関する条例、大体一緒です。しかしこれではまずいなということで、大体、日出町は平成27年ごろ、これの条項を加えて、もし地元がそういった工事ができない、危険である、それは町長が認めれば、町の行為としてこれ事業ができるというこの条項を加えておるわけですね。

ここまでやらないと、それは災害が起これば、災害でそういった措置ができるかもしれませんけれども、災害を起こる前にきちっとそういった対策を講じなければならぬと、私は、そういうように思っています。町長、それ……

○議 長（石井龍文君） 秦議員、残り3分です。

○11番（秦 時雄君） わかりました。

町長、どういうふうに見解持たれていますか。

○議 長（石井龍文君） 宿利町長。

○町 長（宿利政和君） 簡潔に、もう結論の部分だけを申し上げたいと思います。

里道、水路が1万7,000カ所ぐらい、大変な箇所がございまして、基本的には、言いましたように、

地元の利用者の方々の管理ということでございますが、議員おっしゃいましたように、土砂の流出や崩壊等によって、町民の皆さんの命、財産に危険を及ぼすようなところがあれば、個別にそれは対応する、早いうちに対応すべきだというふうに考えておりますので、日出や日田市の事例をちょっと勉強させていただきながら、また、県の予防工事、こういったこともあろうかと思っておりますので、ちょっと研究等をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（石井龍文君） 11番秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） ぜひともこれはやっぱり条項の中に加えていただきたい。でないと、それに沿って行政はいろんなものを執行しているわけございまして、なかなかうまくいかないやないかと思っております。日出町も、ああいった平らというか、語弊がありますけれども、玖珠町の中心にはこういった山はないけれども、日出町もちゃんとこれを条例の中でうたっておるんですね。すばらしいなと思っております。ぜひとも、玖珠町も、法定外公共物、もし危害が発生するならば、それを守るために、町長の判断によって町の工事としてそれができるところをやっていたらいいなと、それを申し上げまして、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（石井龍文君） 11番秦 時雄議員の質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りします。

あす15日から20日の6日間は、常任委員会等による議案審議のため休会といたしたいと思っておりますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

よって、あす15日から20日の6日間は常任委員会等による議案審議のため休会とし、21日は閉会日となります。

本日はこれにて散会いたします。

御協力ありがとうございました。

午前11時51分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和元年6月14日

玖珠町議会議長 石井龍文

署名議員 衛藤和敏

署 名 議 員 高 田 修 治